

資料 4 別表

苫小牧市の児童相談の現状

児童虐待に対して、本市は関係機関との連携を強めているほか、北海道との交流人事や研修による専門性の強化、子ども家庭総合支援拠点の設置や人員の増など体制の強化に取り組んできました。

さらに令和 2 年度は、児童相談複合施設の整備を行い、子ども家庭総合支援拠点と室蘭児童相談所の分室とが同施設において緊密に連携することで、虐待を始めとした、児童に関する様々な問題に対応できる体制づくりを進めているところです。

本市では、こうした取り組みに加え、条例の制定により、市、市民、保護者、関係機関等の責務を明らかにするとともに児童虐待防止法の趣旨を地域の実情に合わせて浸透させ、子育て支援の施策推進や地域づくりに寄与するものにしてまいりたいと考えております。

具体的には親子関係支援、子どもへの知識普及、特定妊婦支援等について、また、子ども家庭総合支援拠点や地域づくり等について、委員からの意見を参考に条例に盛り込みたいと考えています。

【地域の抱える課題等に対する規定の状況】

項 目	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）	苫小牧市子どもを虐待から守る条例素案
子ども家庭総合支援拠点の設置に関する事	規定なし	（第 4 条）市の責務として規定
地域づくりの在り方に関する事	（第 4 条）家庭及び近隣社会の連帯が求められていると規定	（第 6 条、第 7 条）関心と理解を深めること、施策に協力すること、孤立することのないよう見守ることなどを規定
連携に関する事	（第 4 条）適切な指導及び支援を行うため連携強化を規定	（第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条）あらゆる項目で具体的に連携を規定
虐待を受けるおそれがある子どもに関する事	規定なし（予防に関する事はある）	（第 8 条）関係機関等と緊密な連携のもと子ども家庭支援拠点を中心に支援することを規定
特定妊婦の支援に関する事	規定なし	第 8 条に規定できるか検討中
誤通告時のケアに関する事	規定なし	（第 9 条）心理的外傷の支援を規定
親子関係の修復に関する事	（第 4 条）親子の再統合の促進への配慮	（第 10 条）子どもとの良好な関係構築の支援を規定
子どもへの知識普及に関する事	（第 5 条）学校及び児童福祉施設に規定	（第 12 条）相談機関の周知、関係機関との連携を規定
児童虐待防止推進月間に関する事	規定なし	（第 13 条）月間について規定
通告の状況等の公表に関する事	規定なし	（第 14 条）通告及び施策の実施状況について公表を規定